

平成 29 年 2 月 27 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武
四病院団体協議会
一般社団法人 日本病院会
会長 堺 常雄
公益社団法人 全日本病院協会
会長 西澤 寛俊
一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁照
公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學

政府の「働き方改革」に対する
日本医師会および四病院団体協議会の要望

政府におかれては「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向 最大のチャレンジは働き方改革である」との認識の下、働き方改革実現会議において、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換し、労働の質を高め、かつ、多様なライフスタイルを可能にするために、特に、長時間労働の是正に注力されていることに敬意を表するものであります。

国の方向性については、我々としても、勤務医の健康を守り、働く環境を改善するためにも「働き方改革」の実現に全面的に協力して参りたいと考えております。

しかし、その実現に当たっては、国民が受ける医療に大きな混乱や負の影響が生じることは避けなければなりません。医師の職業上の特殊性に鑑み、以下のような課題も踏まえ、医療における働き方に関しては、例外として頂くよう、ご配慮を頂きたいと存じます。

ご承知の通り、我が国の医師には医師法第 19 条第 1 項に定める「応招義務」が課されています。これは地域住民がいつでも安全かつ安心して暮らせるように作られた、我が国独自の制度であります。

現在、長時間労働の是正策に関しては、労働時間の上限を設定し、違反すれば罰則を科す方向で検討されているものと伺っています。しかしながら、仮に労働時間に上限が設定された場合、この「応招義務」に応えることが出来なく

なる恐れが生じます。医師という職業は、一人前の医師として活躍できるまでには、10年以上の自己研鑽を必要とする特殊な職業です。このような医師の応招義務と職業上の特殊性からすると、性急に罰則を伴う上限規制を導入しますと、地域医療に相当な混乱をきたすおそれがあります。

今後、医療現場の実情を踏まえた上で「労働時間の上限」と「応招義務」のどちらもが成立するために、十分な議論が必要と考えます。「たとえ勤務時間の規制に抵触しようと、目の前の患者は救ってほしい」というのが、多くの国民や医療者の思いです。「医業は裁量労働になじまない」という点を改めてご確認の上、是非とも医師の働き方を例外として頂くこと、その上で解決のために、医療の現場をよく知った専門家や関係者を交えた場において、労働法制全般の総論とは別に慎重なご審議を行うことを要望いたします。

(以上)